

取扱区分：「公開」

令和2年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年10月9日（金）10時00分

於：周南市役所 1階多目的室 北

令和2年第11回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年10月9日（金） 午前10時00分 ～ 10時35分

2 場 所 周南市役所 1F多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君
第3番	いわ 岩	た 田		みのる 実	君	第5番	しら 白	いし 石	じゆん 純	じ 治	君
第6番	たか 高	ほし 橋		めぐみ 恵	君	第7番	とく 徳	もと 本		つとむ 勉	君
第8番	ひろ 弘	なか 中		ひし 壽	君	第9番	やま 山	さき 崎	みつ 光	お 夫	君
第10番	た 田	なか 中	えい 栄	さく 作	君	第12番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君
第13番	はら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君	第14番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君
第15番	はやし 林		しゆん 俊	いち 一	君	第16番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君
第17番	ふじ 藤	わら 原	のり 典	こ 子	君						
第18番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)						
第19番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会 長)						

(2) 欠席委員

第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君	第11番	ふじ 藤	い 井	たかし 孝	君
-----	-----	------	------	------	---	------	------	-----	-------	---

(3) 事務局職員

局 長	久 野 哲 郎	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 傍聴人

なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 3件

第3 議決事項（継続審議）

議案第32号 1番 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

第4 報告事項

報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 2件

報告第33号 農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について 1件

報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 5件

報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出を要する農地等に係る買受適格証明について 1件

報告第36号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 1件

報告第37号 農地改良届出について 1件

報告第38号 現況証明について 9件

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、携帯電話につきましては、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番 ^{さいき}佐伯 ^{ともあき}伴章委員、第11番 ^{ふじい}藤井 ^{たかし}孝委員の2名で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和2年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第5番 白石 純治 委員、第12番 歳光 時正 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の1ページ、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

まず1番です。

申請人は、記載のとおりです。

申請地が、周囲を山林で覆われた耕作に適さない土地であることから、申請人は、今後の管理を考え、サカキ及びシキビそれぞれ10本の植林を行う

ものです。

申請地は、鹿野総合支所から南東へ約4.5キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番 松田委員

松田です。

9月24日に現地調査に行って参りました。

現地はコンニャク玉が植えてありまして、本人に聞きますと12月から作業をされるようですが、コンニャク玉を収穫してその後にシキビですか、それが植えたんだと言う事です。

その土地自体は道路の側に面しておりまして、周りは杉の木が乱立しているような状況でして、他の食物を植えるような所ではありません。

ただ、杉とかその様なもので有れば植えられるであろう事から、見て歩いて来たところでは。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第34号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第34号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

次に2番です。

申請人は、記載のとおりで、自宅の駐車場が狭く、また自宅敷地内での転回が難しいため、市道に面した自己所有の農地の一部を普通乗用車2台分の駐車場として整備するものです。

申請地は、湯野支所から北へ約790メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は既に事業を着手・完了しており、無断転用にあたりますので、この度のお詫びと今後は農地法を遵守する旨の始末書が、令和2年9月17日付けで提出されています。

また、本申請地に隣接する農地の一部465.1平方メートルについては、果樹を植えるとのことから、農地改良届が提出されており、この後、報告第37号として、ご報告いたします。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番 弘中委員

8番の弘中です。議案第34号2番について説明します。

当案件については法律上、事前着工違反の疑いがありまして、提出にあたっては始末書により今後、法遵守の約束がされています。

転用目的は自宅進入路への用地確保及び駐車場の設置です。

議長（山下会長）

許可要件を揃えて申請されていると考えられます。

以上です。

ありがとうございました。

ただ今の議案第34号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の2ページ、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、1議案3件です。

まず1番です。

申請人は、記載のとおりです。

転用目的は、平成30年7月豪雨災害によるJR西日本、線路法面復旧工事に伴う作業通路、作業ヤードを計画するもので、令和3年9月30日までの一時転用になります。

なお、今年7月の豪雨により、仮復旧箇所が再び崩落し、列車の運行に支障を来たしたため、緊急的に法面の仮復旧工事を行っています。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約1.9キロメートルに位置し所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準について、農地区分は、申請地が都市計画法による用途地域である準工業地域に存在している第3種農地に該当します。

農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番 原田委員

第13番の原田です。議案第35号1番について補足説明いたします。

去る10月4日に現地確認、10月7日両申請人と電話にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は現在休耕しており、雑草が繁茂しておりました。

本申請は8月総会時に申請のあったJR岩徳線の軌道法面が、一昨年の西日本豪雨の際崩れた部分の修繕本工事に付帯するもので、除草後整地し養生鉄板を敷きつめ、作業道、資材置き場及び作業ヤードとして使用するものです。

申請地は国道2号線と岩徳線軌道に挟まれており、貸付人の話では湿田で作業性も悪く8年ほど前から耕作してないとの事でした。

この度災害復旧工事にあたり借受人の申し出に応ずるとの事でした。

周辺は線路、道路、休耕地で雨水は岩徳線軌道側溝への自然流下です。

工事終了後速やかに復旧するとの事で、事業計画図、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第35号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号1番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きますので、議案第35号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次に2番です。

申請人は、記載のとおりで、転用目的は、資材置場です。

隣接する資材置場だけでは足りなくなり、近くの土地を探していたところ、本申請地が最適であるため、申請するものです。

譲渡人は、何れの農地を何年も耕作しておらず、今後も耕作する予定がなく今後の管理も困難なため、譲り渡すものです。

申請地は、戸田支所から東へ約660メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番 弘中委員

弘中です。議案第35号2番について補足説明いたします。

当議案についての所有権移転について譲渡人、譲受人双方で譲渡の意思を確認いたしました。

この周辺一帯は住宅開発が進んでいる地区で、その業務用資材等の置場として設置したいとするものであります。

周辺農地の影響については悪影響のないよう、施工計画がなされているものと確認できます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第35号2番の案件について、質疑を行います。
ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第35号2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、3番です。

申請人は、記載のとおりで、申請地の近くの老人福祉施設を経営する譲受人が本施設に付随する診療所、薬局を建築し、駐車場を整備するものです。

譲渡人は、老人福祉に対する地域医療に協力したいとのことで、譲り渡すものです。

申請地は、久米支所から北へ約740メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、平面図、建物立面図、現地写真は、配付資料のとおりです。

なお、申請地に隣接する登記地目が農地以外の土地を一体利用するため、全体面積は、1735.2平方メートルになります。

農地転用許可基準について、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上です。

本件の地区担当農業委員は私です。

ただ今の事務局からの説明に関連して、調査の結果及び補足説明文を事務

事務局次長

議長（山下会長）

事務局次長

局から代読してください。

第19番の山下です。

3番について、去る9月27日に現地を確認するとともに、9月29日に譲受人と譲渡人両者の代理人に電話で確認いたしました。

申請地は、畑として畝が作られており、一部にサツマイモが植えられているものの、収穫を終え作物はほとんど栽培されていない状態でした。

北側は市道を挟んで山陽自動車道の法面、北側は市の調整池、西側は申請地との一体整備を予定されている雑種地及び市道を挟んでサービス付き高齢者向け住宅、南側は同じく一体整備を予定されている雑種地を挟んで住宅地に接する立地環境でした。

譲受人はデイサービス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など老人福祉事業を展開しており、今回これらに付随した診療所が必要となり、隣接した農地を譲り受けることとしたとの事です。

また、譲渡人は、老人福祉に対する地域医療のための事業用地なので協力することにしたとのことです。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第35号3番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ、藤原委員

第17番 藤原委員

事業計画として診療所を開設するというお話なんですけど、それでいいんですか。

事務局

譲受人の会社の定款では、目的として診療所はありませんが、不動産の賃貸を掲げているので、譲受人が診療所を整備し、開設者となる医師又は医療法人等の法人に賃貸する形式となります。

議長（山下会長）

第17番 藤原委員

医師は決まっているとのことで、来春開設予定と聞いております。

どうぞ、藤原委員

その辺にちょっと問題が有りまして、診療所を開設できるのは原則として営利を目的としない法人又は医師、歯科医師等の個人しか基本的には出来ません。

この場合、譲受人も有限会社も一緒ですけど、営利目的の法人であり譲受人自体が、診療所の開設を行うことは難しいと思います。

医療法人に貸し付けるとか、その辺のことも確定してるかどうか分かりませんが、本人か譲受人として開設は難しい。

第19番 山下委員

それでは私の方から、今おっしゃいますように診療所が出来ますのは、医師か医療法人等の法人であります。

先ほども事務局から説明しましたが、この会社の定款の中には目的として診療所はございません。当然の事ですけども、今おっしゃったことで不動産の賃貸を掲げております。

ですから診療所を整備して開設者となる医師か医療法人等の法人に賃貸するという形式になるという事です。

お聞きした範囲では、お医者さんの方は決まっているとの事で行いました。

議長（山下会長）

第17番 藤原委員

どうぞ、藤原委員

じゃあ、ここを借りられる医師か医療法人かでしょうけれど決まって、ここは不動産業という事が目的にはなりますので、開発事業を行うって事になりますかね。

事務局

おっしゃる通りです。

議長（山下会長）

ほかにご質問はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号3番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きますして、議事日程第3、継続審議の議決事項に入ります。

議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

本日お配りしております別紙議案書「農地法第5条の規定による許可申請について」1番をご覧ください。

本議案は、先月の8月総会において、継続審議となったものですが、改めて、内容について、ご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、営業用の大型車を増やすにあたり、現在の駐車施設では、スペースが確保できないことや、運送業の許可要件において、本社の半径5キロメートル以内に車庫を設けなければならないこと、などから、適地である申請地の借り入れを申し入れ、貸付人が、これに応じたものです。

申請地は、菊川支所から北東へ約840メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真などは、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

先月の総会において、担当地区委員さんから、不相当とのご指摘をいただいた調査項目につきましては、次のとおりです。

まず、申請書及び基本添付書類について、敷地周辺の処理が不明、土地利用計画図に縦横の断面図が記載されていないとのご指摘に対しましては、盛土の範囲、縦横断面図をお配りしております、土地利用計画図及び断面図に赤色の線で図示しております。

次に、計画実現の確実性について、事業計画書、土地利用計画図に判定できないところがあることとご指摘に対しましては、訂正した事業計画書及び土地利用計画図を受理しております。

なお、県有地の通行に際しては、通路部分の整地が必要となることから、県の加工承認が必要となります。

これにつきましては、今月 1 日に県から承認が得られております。

次に、被害防除計画の妥当性について、確認の方法がないので、どうなっているかわからないとのご指摘に対しましては、土地利用計画図に図示しているとおりでございます。

次に、申請地内に道水路がある場合の取り扱いについて、分間図のとおり敷地北側に青線がありますが、この部分には盛土を行わないため、水路への影響はありません。

次に、他法令許認可等を要する場合その見込みはあるかについて、運送業の許可要件である本社、駐車場間の距離について計測できないとのご指摘に対しましては、本社を図示し距離を記載した位置図を参考資料として、提出いたします。

なお、以上のことにつきましては、今月 1 日に委員さんと現地で確認しております。

立地の代替性はなく、農地転用の確実性については、この度、書類が完備されたことから、許可基準を満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 7 番 徳本委員

徳本です。

今、説明があった通りですが、被害防除計画の妥当性について近隣の土地所有者に対する説明については、確認の方法が無いと申し上げたつもりであります。

なお、農振上の問題について私はちょっと調査できませんでした。おおむね事務局の努力によって全てのものが解決していると思います。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第 3 2 号 1 番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第32号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第4、報告事項に入ります。

報告第32号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして3ページ、報告第32号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することについては、農地法第4条第1項第8号に規定され、許可は不要とされており、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして4ページ、報告第33号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているものです。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして5ページ、報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は5件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出を要する農地等に係る買受適格証明について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして6ページ、報告第35号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出を要する農地等に係る買受適格証明について」、農地の競売に参加しようとする者からの申請に基づき交付する証明書です。

内容については記載のとおりです。

添付書類も完備されており、事務局長専決により農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理が得られるものである旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

事務局長

続きまして、報告第36号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして7ページ、報告第36号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

事務局長

続きまして、報告第37号「農地改良届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして8ページ、報告第37号「農地改良届出について」、農地の現況を盛土又は切土して利用度を高め、農地の保全、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る行為を行う前にあらかじめ届出を行うもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第37号を終わります。

事務局長

続きまして、報告第38号「現況証明について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして9ページから11ページ、報告第38号「現況証明について」、

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき交付する証明書で、今回は9件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和2年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

・閉会

閉会（午前10時35分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年10月9日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 白 石 純 治

委 員 歳 光 時 正